

○経済産業省令第三十九号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに小規模企業共済法（昭和四十年法律第二百二号）第七条第二項第一号及び第十三条第一項に基づき、及び同法を実施するため、小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

経済産業大臣 林 幹雄

小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令

小規模企業共済法施行規則（昭和四十年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第五条第一項」を「第五条」に改め、「に申込金を添えて、これ」を削り、同項第二号中「第七十二条の八第一項第二号」を「第七十二条の十第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「および共済手帳」を削り、同条第二項を削る。

第三条の見出しを「（共済契約の締結の拒絶）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「し、かつ、

返還する申込金の送金通知書を送付」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削る。

第五条の見出し中「未納月分」の下に「等」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七条第二項第一号の経済産業省令で定める正当な理由は、暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因（以下「災害」という。）等の共済契約者がその責めに帰することができない事由により掛金を納付することができなかつたこととする。

第七条中「に共済手帳を添えて、これ」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条の見出しを「（変更後の掛金月額のお知らせ）」に改め、同条中「明らかにした共済手帳を送付し、かつ、従前の共済手帳に掛金月額の変更があつた旨を記載し、これを返還」を「明らかに」に改める。

第十条第二項第一号イ中「及び第二号」を削り、同項第二号口中「死亡等」を「疾病、負傷若しくは死亡」に改め、「により」の下に「又は六十五歳以上で」を加え、同項第三号イ中「死亡等」を「疾病、負傷又

は死亡」に改め、「及び第二号」を削り、同条第三項中「添付しなければならない」の下に「（六十五歳以上で会社等の役員でなくなった場合を除く。）」を加え、同条第五項中「その者によりしなければならない」の下に「ただし、機構が代理人一人を定めることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。」を加える。

第十条の三第二号中「暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する原因（以下「災害」という。）」を「災害」に改める。

第十二条及び第十五条中「に共済手帳を添えて、これ」を削る。

第十七条第一項中「に共済手帳および従前の共済契約に係る共済手帳を添えて、これ」を削り、同条第三項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十七条の次に次の一条を加える。

（共同経営者たる小規模企業者である共済契約者が掛金納付月数の通算の申出をすることができる場合）

第十七条の二 法第十三条第一項の経済産業省令で定める場合は、共同経営者たる小規模企業者である共済契約者が、法第七条第四項第一号及び第九条第一項第一号に規定する事由によらずに共同経営者でなくな

つた場合とする。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条第二項中「共済手帳を提出してし」を「その旨を申し出」に、「共済手帳にその旨を記載」を「共済契約者に対し、掛金の納付状況を明らかにする書類を提出」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十四条第三項中「第二号」を「第三号」に改める。

附 則

この省令は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十一号）の施行の日（平成二十八年四月一日）に施行する。